

令和4年度まちづくり協働推進実施事業について

カッコ【】内は、「第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の該当箇所

● 1. 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業（資料 2-1）

【P8（1）】

別紙「令和4年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金変更（案）」のとおり

● 2. ふるさと亀岡「市民活動応援補助金」（資料 2-2）

【P8（2）、P14 行動計画3】

亀岡市のふるさと納税制度を活用し、予め審査の上登録している団体への寄附を募り、翌年度以降に補助金として交付します。

● 3. 市民参加型ワークショップ

【P7（1）、P9（1）、（2）、P10（1）、P12 行動計画1、P13 行動計画2】

夏（8月27日か28日）・冬（日程未定）に2回実施予定。

まちづくりを少しでも多くの人に自分たちのこととして意識してもらうため、また、今まで交流がなかった立場の人と交流する機会を作り語り合うことで、新たな協働や担い手の創出に繋げたい。

夏：実践者だけでなく、興味のある人、学生など広く参加募集

冬：市民活動団体同士の交流会・勉強会

< 参集範囲 >

自治会（関係者）、市内事業者（アンケートでイベント案内可とした事業者）、活動団体、学生、その他一般、亀岡市まちづくり協働推進委員

※具体的な内容について計画し、令和4年度第1回まちづくり協働推進委員会にて協議。

● 4. 広報（随時）

【P11（1）、P12 行動計画1、P13 行動計画2、P14 行動計画3】

手段：市ホームページやSNS（LINE、Facebook）、ポスター掲示、チラシ配架
市民活動推進センター登録団体メーリングリスト等

内容：従来の活動団体のイベントの告知や府などの講座、支援金の案内に加え、市民活動を身近に感じてもらえるよう、市内の団体の具体的な取り組み内容等を取り上げて発信する。

令和4年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業について

●令和3年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金変更箇所（案）

①審査会

対面での審査会を実施する。令和3年度は申請団体の負担軽減のため対面でのプレゼンテーションを実施せず、書類と受付時のヒアリングの内容をもとに審査を行った。事前に委員会で挙げた質問を審査会までに団体に確認するなどしていたが、審査会当日に挙げた質問については事後確認となってしまったため、審査に反映することが難しい。審査の場で直接申請団体に質問をする機会や、事業内容にアドバイスを行う機会を作るため、審査会に団体の出席も依頼する（オンライン出席可）。

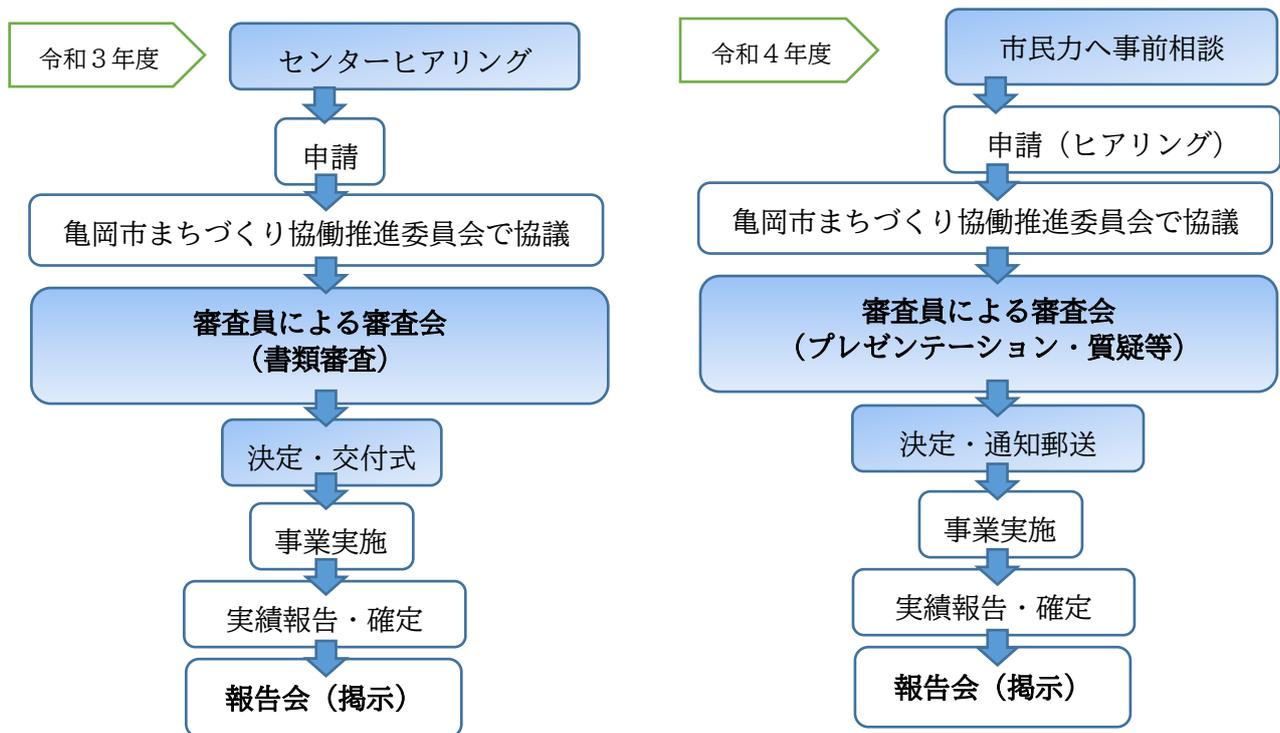
②事前のかめおか市民活動推進センターヒアリングの廃止

①の審査会で直接団体へのヒアリングを行うため、事前にかめおか市民活動推進センターでは実施しない。申請に関する相談などは、必要に応じて案内する。

③決定通知の郵送

これまで交付式を開催し、市長から通知を手渡ししていたが、式の日程調整に時間がかかりその後の手続きの遅れにも影響していたことから、交付決定通知については郵送とする。なお、交付式と併せて実施していた事務手続きなどの説明については書面にて行い、質問を受け付け回答は全団体に共有するという形で実施する。

申請の流れについて（枠内着色箇所が変更点です。）



令和4年度

亀岡市支えあいまちづくり
協働支援金
募集要項

豊かで魅力があり誰もが愛着を持てるまちづくりに貢献する、
市民活動団体等の自主的な取り組みを支援します。

募集期間 4月8日(金)～**5月20日(金)**まで

亀岡市生涯学習部市民力推進課

1. はじめに

本制度は、地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援することを目的として、平成 22 年度の創設から令和 3 年度までの 12 年間で、子育て支援・自然環境の保全・農林振興など、様々な分野において延べ 113 事業への支援を行ってきました。

今年度も、市内各地域が抱える課題を解決するために実施される事業を支援します。

2. 支援メニュー

メニュー名	概要	交付上限額	交付率
スタート事業	立ち上げ期の団体の事業	20万円	対象経費の10/10以内
ステップアップ事業	活動の充実を図る事業	20万円	対象経費の3/4以内
市民連携事業	2つ以上の団体が各々の特性を活かすことで、単体では実現できない成果が期待できる事業	40万円	対象経費の3/4以内

注) ステップアップ事業、市民連携事業は令和 5 年度以降募集を行わない予定です。

☆各事業の概要

(1) スタート事業

これから市民活動を始める設立後まもない(2年以内)団体で、本制度を初めて利用し実施する事業を支援します。申請は1団体につき1回のみ可能です。

【これまでの支援事業例】

- ・コンポストで地域と資源の循環計画(くらしゴトLabo)
- ・移動式サロンによる高齢者の集いの場づくり(べついんいきいきサロン)

(2) ステップアップ事業

活動実績が概ね2年以上で、地域の課題解決を図る新たな取り組みを実施したい、これまでの活動を更に充実させたいという団体の事業を支援します。

【これまでの支援事業例】

- ・障がい児・者の育成に伴う健常者とのふれあいと交流の場づくり(AngelSmile21)
- ・森林の整備による緊急災害時の対応と地域の絆づくり(重利の山を守る会)

(3) 市民連携事業

2団体以上(これまでに連携実績がない、又は連携を初めて間もない組み合わせを想定)が事業の企画段階から連携することにより、申請団体単独での事業実施と比べて大きな成果が見込める事業を支援します。連携先は、市民活動団体、自治会、~~亀岡市等の行政機関~~、大学等の教育機関などです。※単なる場所の貸し借りや、人集め、業務の発注を目的とした組み合わせは「連携」とみなしません。

【これまでの支援事業例】

- ・保津川の環境保全及び市民活動団体の資金獲得を目的としたチャリティ・ランニングイベントの開催(ほづがわチャリティ・ファンラン実行委員会)

★過去の支援金交付事業の詳細については、亀岡市ホームページをご覧ください。
最終ページで案内に URL を記載しています。

☆交付金額について

- 1,000円未満は切捨てとなります。
- 交付率はメニューによって異なりますので、前ページ「2. 支援メニュー」を確認してください。
- **予算の都合等により申請額未達の交付決定となる場合があります。**
- 交付状況により再募集を行う場合があります。
- 支援金の一部（交付金額の8割以内）を事業完了前に交付（前払い）することができます。

☆注意事項

- 同一事業に対する支援金の活用は、原則として**3年間**を限度とします。
※事業内容が異なれば、これまで申請していただいた団体でも申請していただけます。ただし、単に事業名を変えたなど、事業内容が同一と見なされるものについては受け付けられません。
- **スタート事業**については、他の補助金等を受けない事業（申請中も含む）に限ります。
- **ステップアップ事業及び市民連携事業**については、他の補助金等の併用を認めます。
（但し、亀岡市が支出する補助金等との重複は認められません。）
- 同一団体による**スタート事業及びステップアップ事業複数の支援メニュー**への重複申請はできません。

3. 審査基準

各メニューそれぞれ下記の5項目に基づき申請内容を総合的に判断し選考します。なお、審査項目の「事業の公益性」「課題解決力」については5項目のなかでも特に重要な視点として審査を行います。

項目	要件
事業の公益性	◎地域の課題を的確に把握し、地域のために事業を企画していること (例)・地域の実情に合った課題を設定し、地域で共有している、又は共有を図っているか ・主体的な情報発信により事業効果を広く発信しようとしているか
	◎設定した課題の解決を図る具体的な手段やその効果が示されていること (例)・事業の目的と手段の関係性が明確か ・設定した課題の解決に向けて前進を図ることができる手段が示されているか
事業の継続性	◎交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っていること (例)・次年度以降の事業計画において継続的、発展的な展望はあるか ・参加費や寄付金の獲得など、支援金終了後も活動を継続するための自己資金獲得に向けた展望はあるか
事業実現性	◎事業実施のために必要な体制が整っていること (例)・スケジュール、人員確保、他団体との事前調整などができているか
チャレンジ性 ※スタート事業のみ	◎新たに地域の課題解決を行おうとする熱意があること (例)・地域の課題を自分事として捉え主体的に活動しようとしているか
発展性 ※ステップアップのみ	◎これまでの活動と比較して発展した部分がみられること (例)・これまでの活動の成果と課題を活かした内容になっているか
協働効果 ※市民連携のみ	◎各団体が特性を活かし、単体では実現できない成果が期待できること (例)・単独実施と比べて大きな成果が期待できる連携先であるか ・事業の企画段階から十分な事前協議と役割分担を行えているか

下記に該当する事業は、対象となりません。

- ① 交付決定前に完了している事業
- ② 営利のみを目的とする事業
- ③ 事業効果が申請団体や特定の個人・団体のみに帰属する事業
- ④ 政治活動、宗教活動及び他の団体を補助する活動を目的とする事業
- ⑤ 学術的な研究事業、事業実施を伴わない調査等
- ⑥ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- ⑦ 生涯学習事業 ※（公財）生涯学習かめおか財団において生涯学習事業助成を行っています。

4. 申請資格

本支援金に申請できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たした団体です。

要 件	スタート 事業	ステップアップ 事業	市民連携事業	
			申請団体	連携先
5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が市民である	○	○	○	△ 市民割合は不問
市内に事務所又は活動拠点を置き、市内で活動している	○	○	○	× 市外でも可
団体運営に関する規約、会則等を定めている	○	○	○	○
1年以上の活動実績があり、団体の直近年度の決算書を提出することができる	×	○	○	○
6月●日に開催する審査会に出席が可能であること。	○	○	○	○
役員構成が申請団体と30%以上重複していない	/	/	/	○

☆注意事項

- 法人格の有無は問いません。
- 政治・選挙、宗教、思想等に関わる団体、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体、営利を主たる目的とする団体は除きます。
- 審査会では審査委員より事業に関する質問・アドバイスをを行います。1団体●分程度です。（オンライン参加可能）

5. 対象期間

交付決定後から令和5年3月31日までの間に実施する事業が対象となります。

※交付決定日までに事業に着手する必要があるされる場合は、事前着手届をご提出ください。事前着手の対象期間は令和4年4月1日以降となります。

※交付決定日までの間に支出された経費も対象経費として算入できますが、支援金が交付されなかった場合は全額申請団体の自己負担になります。

6. 事業の対象地域

亀岡市域のおおむね自治会単位以上の区域を対象とします。

7. 申請に必要な書類

番号	書類名	スタート事業	ステップアップ事業	市民連携事業	
				申請団体	連携先
1	交付申請書	○	○	○	不要
2	事業計画書	○	○	○	不要
3	収支予算書	○	○	○	不要
4	団体概要書	○	○	○	○
5	定款または規約等	○	○	○	○
6	役員名簿	○	○	○	○
7	団体の直近年度の決算書	不要	○	○	○
8	連携実施確約書	不要	不要	○	
9	事前着手届	△（交付決定日前までに事業に着手する場合）			

※番号1～4及び6、8、9の様式については、亀岡市のホームページからダウンロードできます。

（最終ページを[ご覧ください](#)にURLを記載しています。）

また、郵送、メールでの様式の送付も可能です。ご希望の場合は市民力推進課までご連絡ください。

8. 手続きの流れ・スケジュール

項目	日程	内容
相談	令和4年4月8日(金)～	申請前に必ず申請書類を基にかめおか市民活動推進センターに相談し、ヒアリングを受けてください(目的や事業内容について聞き取りを行います)。(火～土(ガレリアかめおか休館日を除く)午前10時～午後4時)– 申請前に必ず市民力推進課までご相談ください。(事業目的や内容について聞き取りを行います)。 ※事前の相談等がない事業の申請は受け付けられません。
申請	～令和4年5月20日(金) 厳守	市民力推進課に持参により提出してください。必要に応じて聞き取りを行います。 ※提出書類は一度受け取りますが、不備があれば受理をせず、修正や追加資料の提出が必要になる場合があります。なるべく早くご提出ください。 【提出時間】午前8時30分～午後5時15分(平日)
委員会	令和4年6月上旬	亀岡市まちづくり協働推進委員会で申請事業について協議を行います。
審査会	令和4年6月●日午後	審査会委員による事業ヒアリング(1事業20分～30分間)を実施します。日程は申請時に調整し、先着順で決定します。 ※審査会に出席しないと交付は受けられません。市民連携事業については連携先団体も出席してください。
交付決定 交付式	令和4年7月中(予定)	市長が交付もしくは不交付の決定を行い、 交付式にて交付決定通知を渡郵送 します。
事業実施	～令和5年3月31日(金)	市民力推進課で実施事業について状況確認等を行います。事業の廃止、変更や実施協力依頼(広報など)は早めに市民力推進課までご相談ください。
実績報告・ 確定	事業終了後1ヶ月以内、もしくは令和5年3月31日(金)のいずれか早い日まで	実績報告書などの提出をしてください。様式は交付決定時にお渡しします。報告後、市民力推進課で内容を確認し、交付確定を行います。 同時に事業報告を紙面(A1(594mm×841mm)程度)で作成して提出していただきます。
事業報告	令和5年4月以降	事業報告(紙面)を亀岡市役所等で掲示し、広く共有できるようにします。

9. 対象経費

対象経費は直接経費（全支援メニュー適用）と間接経費（市民連携事業のみ適用）の2つです。

☆直接経費（事業に直接関わる経費）

費目	内容	対象外経費例
報償費	講師やアドバイザーなどへの謝礼など	・ 団体構成員（連携先含む）等への謝礼 ・ 交付額申請額の30%以上を占めるものを超えるもの
旅費	講師の交通費の実費など	・ スタッフ交通費
消耗品費	用紙や封筒、文具や原材料費など	
印刷製本費	参加者募集のチラシなどの印刷代やコピー代など	交付額申請額の40%以上を占めるものを超えるもの
通信運搬費	参加者募集のチラシ送付代や荷物運搬の宅配便代など	
広告宣伝費	参加者募集の広告掲載料など	
保険料	ボランティア保険や行事保険など	
使用料及び賃借料	会議室や施設などの会場使用料やレンタカー代など	
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託する経費 例：託児、チラシデザイン、WEBサイト構築	・ 交付額申請額の30%以上を占めるものを超えるもの ・ 団体内（連携先含む）で実施可能なもの
手数料	銀行の振込手数料など	
飲食費	事業実施に必要な不可欠なもの	スタッフや一般参加者の飲食費全般

《スタート事業のみ対象となる経費》

費目	内容	対象外経費例
備品費	概ね3年以上同じ状態で使用できるもの	交付額申請額の1/3以上を占めるものを超えるもの

※備品の購入については、必ず申請前に事務局と協議をしてください。

原則として、申請時の計画になかった備品費については、対象経費として認めることができません。

また、購入金額が安価なものであっても、長期に渡り繰り返し使用できると想定される物品は備品となります。

※その他支出が不適切と判断したものについては、対象外となる場合があります。

※上記に該当しないものや費目について不明な点は、ご相談ください。

☆間接経費（事業に直接関わらないが事業実施に必要となる管理費）

市民連携事業については、直接事業費の10%、又は、4万円のうちいずれか低い額を上限として、間接経費の算入を認めます。

※スタート事業及びステップアップ事業は対象外です。

※直接経費と間接経費間の経費の流用は認めません。

【間接経費の主な用途について】

○施設や設備の整備、維持及び運営経費

- ・ 賃借料、施設の維持管理費、光熱水費、IT関係費用、消耗品費、機器のレンタル・リース料、通信運搬費、印刷費、保険料など
- ※団体構成員の人件費、各種手当は対象外です。

☆対象外経費の例

※間接経費（スタート事業、ステップアップ事業）

※個人給付的なもの（例：参加賞や賞品、ワークショップ等の~~で~~参加者~~個人~~が持ち帰る工作作品等の材料費）

※団体構成員等（事業実施補助者を含む）に支払う経費（報償費、人件費、交通費、飲食費）

※団体としての支払が明確に確認できないもの

10. 事業の選考について

市民協働推進を図るために亀岡市が設置する「亀岡市まちづくり協働推進委員会」で協議後、同委員や外部有識者等で構成する審査会、~~亀岡市まちづくり協働推進委員会において~~で審査を行います。協議をして交付事業案を作成します。~~これ審査会の結果を受けて~~、亀岡市内部での協議を経て、最終的に市長が交付、もしくは不交付の決定をします。

~~なおまた~~、審査員の所属・氏名等については、審査の公平性を確保するため当日まで非公開とします。

11. 情報の公開

提出いただいた書類は個人情報を除き、ホームページなどを通じて公表することがあります。

12. 交付事業の継続

~~一過性の活動とならないよう~~、交付終了後の事業展開について、団体と事務局等で協議する場を設け、事業の展開方法を検討します。

13. 事業報告書の提出と精算手続き

事業を完了した日から1ヶ月以内又は令和5年3月31日のうちいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

交付した支援金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱に基づき支援金の一部又は全部を返還していただきます。

~~※詳細な事務処理については交付決定後にお渡しする事務処理マニュアルに基づき行ってください。~~

14. 事業報告

事業の成果を事業報告書及び紙面にまとめていただき、広く共有（市役所庁舎等に掲示）します。また、報告内容についてアドバイザーによる事業評価を行います。評価結果については交付団体に通知し、今後の活動への参考としていただきます。

報告していただいた成果についてもホームページ等で公表することがあります。

15. 申請にあたって

- 団体内や事業の関係先、協働のパートナーと事前に十分な協議と調整を行ってください。
- ~~亀岡市への申請に先立って、申請書類を基にかめおか市民活動推進センターに相談してください（募集開始日以降）。センターから、目的や事業内容等に関するヒアリングを行います。申請前に必ず市民力推進課に相談してください。（事業目的や内容について聞き取りを行います。）~~
- 申請受付時に提出書類の確認を行います。書類確認の結果、ご提出いただいた書類の修正をお願いする場合があります。~~原則、申請期日まで期限内に修正が完了しない場合は受理できません。ない場合もあります。~~
- 申請書類は基本的にパソコン入力で作成してください。~~、もしくはボールペン等による楷書で読みやすい記載を心がけてください。~~
- 数値や具体例などを使って、事業の目的や成果を分かりやすく記載してください。

支援金に関する情報は亀岡市のホームページに掲載しています。

申請様式はこちら

URL <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/shiminkatsudou/kyoudou/kyodosuisin/>



亀岡市ホームページで『R4 協働支援金』と検索してください

過去の支援金事業についてはこちら

URL <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/shiminkatsudou/kyoudou/kyodosuisin/r3shienkin-boshu.html>



支援金申請に関する相談対応先

* 申請書類の作成や活動の進め方などに関する相談は市民活動推進センターでも受け付けています。ぜひご利用ください！亀岡市への申請に先立って、申請書類を基にかめおか市民活動推進センターに相談し、ヒアリングを受けてください(募集開始日(令和3年4月9日)以降)。

【活動や書類の作成に関する相談など】

かめおか市民活動推進センター

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1-1
ガレリアかめおか3階

電話/FAX 29-2703

(火~土※第4木曜除く 午前10時~午後4時)

E-mail:office@ksksc.org

【事前相談・提出】

亀岡市役所 市民力推進課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 25-5002(直通) FAX 25-5157

(平日 午前8時30分~午後5時15分)

E-mail:syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp

★申請書は、亀岡市役所市民力推進課までご提出ください。

令和4年 月 日

（宛先）亀岡市長

住所（所在地）
申請者 団体の名称
代表者役職
代表者氏名
（電話番号）

亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付申請書

令和4年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金の交付を受けたいので、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費総額 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 団体概要書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他関係資料

事業計画書

団体名： _____

1.メニュー名	申請するメニューにチェック☑をしてください。	
	<input type="checkbox"/> スタート事業	<input type="checkbox"/> ステップアップ事業 <input type="checkbox"/> 市民連携事業
2.事業名		
3.対象	対象となる地域や地域住民を記入してください。	
4.期間	実施期間を記入してください。 ※対象期間は最大で令和4年4月1日～令和5年3月31日までです。	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
5.地域課題・事業目的	事業実施の背景となる地域課題について、現状や課題や事業を行う目的を具体的に記入してください。(数値などの具体的なデータを含めて)	
課題		
事業の目的 (上記の課題をどのような解決結果に導きたいのか)		
6.事業内容	上記の課題を解決するために実施する事業の内容を具体的に記入してください。	
●スケジュール		
実施時期	実施内容	場所・会場
●情報発信方法 (ウェブ、チラシ、ポスターなど)		
発信媒体	発信量 (印刷物の場合)	広報範囲 (配布範囲、掲示場所等)

7. 目標	本事業の実施が地域課題解決にどのようにつながるのか、また本事業で達成したい目標について、 アウトプット（事業の参加者数などの目標）とアウトカム（課題解決につながる成果・効果） 下記①②の2つの観点から具体的に記入してください。	
事業実施に当たって下記の目標を書いてください。 ① アウトプット 実施目標数値（事業の回数や参加者数など） ② アウトカム 事業による変化・成果目標（なるべく数値で表してください。） 例) ○○によって認知度が○%上昇		
8. 連携・協力	他の団体や行政機関などとの連携・協力について、連携・協力先の名称と具体的な連携・協力内容を記入してください。 ※記入にあたっては、連携・協力先との十分な事前協議を行ってください。	
9. 既実施時の課題と成果 ステップアップの内容	※ステップアップ事業に申請の方は記入してください。 ※本支援金を過去に交付した事業の継続申請の場合は記入してください。 ① これまでの事業実施時の課題と成果、② 今回申請の事業はこれまでの事業と比べてどう活動の充実をさせているのか、過去の事業の課題解決に向けた工夫について、今回の申請においてどのように反映したか、前回の実績報告書とそれに対するアドバイザーの感想・意見等を対比させて、具体的に記入してください。	
10. 支援終了後の展開	本支援金による支援終了後の事業展開について、資金の獲得や事業の継続展開をどのように行われる予定なのか、方法を具体的に記入してください。	
	実施内容	資金獲得方法（助成金・寄付金）
2年目		
3年目		

申請額に対して減額で交付決定となった場合も申請事業を実施します。

※内容が本様式に入りきらない場合は適宜追加し、事業内容が分かる参考資料があれば、添付してください。

収支予算書

団体名

〔収入〕

項目	予算額(円)	内訳(数量・単価など)
支えあいまちづくり協働支援金		
自己資金 (会費・寄付・事業収入)		
その他補助金 ※スタート事業は不可		
その他		
合計額	-	※支出総額と同額になります。

〔支出〕

項目	予算額(円)		
対象経費	直接経費	報償費	※団体構成員(連携先含む)等への謝礼、申請額の30%を超えるものは対象外
		旅費	※スタッフ交通費は対象外
		消耗品費	
		印刷製本費	※申請額の40%を超えるものは対象外
		通信運搬費	
		広告宣伝費	
		保険料	
		使用料及び賃借料	
		委託料	※申請額の30%を超えるもの、団体内(連携先を含む)で実施可能なものは対象外
		手数料	
		飲食費	※スタッフや一般参加者の飲食費全般は対象外
		備品費	※スタート事業のみ対象 ※申請額の1/3を超えるものは対象外
		小計(A)	-
		間接経費(B)	
合計(C=A+B)	-		
対象外経費			
	合計(D)	-	
総計(C+D)	-	※収入総額と同額となります	

支出の内訳については別紙「支出内容内訳書」に入力してください

※記入欄はが不足する場合は、適宜追加・削除してください。

団体概要書

団体名	(ふりがな)	
代表者役職		
代表者 氏名	(ふりがな)	
団体 所在地	住所	〒
	電話番号	() -
	FAX 番号	() -
	E-mail	@
	WEB サイト	
設立（活動開始）年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月	
会員数（構成員数）	人（うち亀岡市民 人） ※5 人以上の構成員があり、かつ構成員の 5 割以上が亀岡市民であることが申請要件です。	
担当者 連絡先	氏名	(ふりがな)
	住所 (文書送付先)	〒
	電話番号	() -
	携帯電話	() -
	FAX 番号	() -
	E-mail	@

<p>団体のミッション（目的）</p>	<p>※団体のミッション（活動目的）を記入してください。 ※記入の代わりにパンフレットやWEBサイトをプリントアウトしたものの添付でも結構です。</p>
<p>団体の事業内容</p>	<p>※団体の事業内容を記入してください。 ※パンフレットやWEBサイトをプリントアウトしたものの添付でも結構です。</p>
<p>団体の事業実績</p>	<p>※補助金や助成金等を受けての事業実績や行政機関等からの受託実績、表彰実績などがあれば記入してください。 ※パンフレットやWEBサイトをプリントアウトしたものの添付でも結構です。</p>

※団体のパンフレットやWEBサイトがあれば添付してください。

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 (所在地)
申請者 団体の名称
代表者役職
代表者氏名
(電話番号)

連携実施確約書

令和4年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金市民連携事業に申請した、『
』について、下記の役割分担のもと、パートナーとなる団体と連携して実施することを確約します。

記

連携パートナー名	申請事業における役割分担等の具体的内容
住所 団体の名称 代表者役職 代表者氏名 ⑩	
住所 団体の名称 代表者役職 代表者氏名 ⑩	

※枠が足りない場合は、適宜追加してください。

※事業計画の連携・協力欄と整合性が取れるようにしてください。

事前着手届

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 (所在地)

団体の名称

代表者役職

代表者氏名

令和 年 月 日付けで申請の亀岡市支えあいまちづくり協働支援金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

1 事前着手の理由

2 着手 (予定) 年月日 令和 年 月 日

※本様式は、交付決定前に事前着手する場合にご提出いただく必要があるものです。

着手年月日 (4月1日以降の日付) 以前に支出された経費については、支援金の交付対象外となりますので、御注意ください。

市民活動支援事業の創出について

亀岡市をふるさととして応援する方々から市民活動への寄附金を募り、地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた自主的な取り組みを資金面から支援するため、ふるさと納税を活用した市民活動支援事業を創出します。

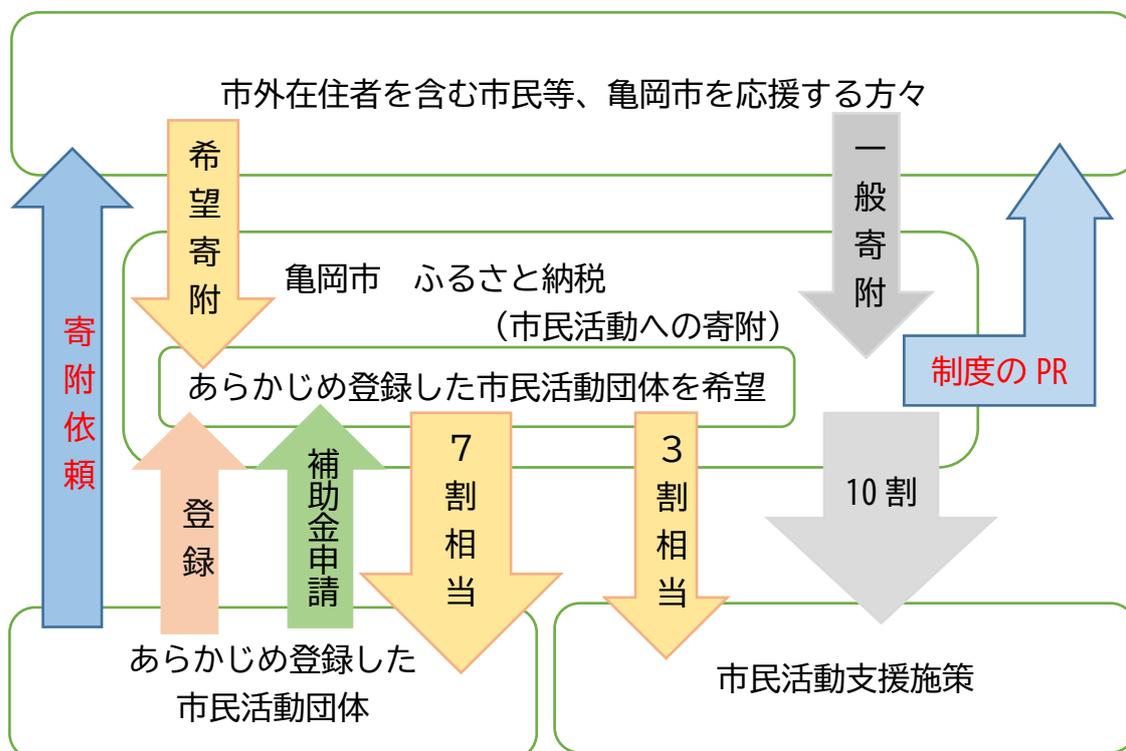
1 制度の概要

市民活動に対する寄附を亀岡市のふるさと納税制度を活用して募集（返礼品なし）し、市民活動支援事業の財源とする。

団体を指定した寄附を可能とし、あらかじめ登録した団体を指定して行う寄附は、翌年度以降申請により寄附額の7割相当を上限に当該団体へ補助金として支援、3割相当を市民活動支援の一般施策等の財源の一部とする。

団体を指定しない寄附は、一般寄附として寄附額の10割相当を市民活動支援の一般施策等の財源の一部とする。

【制度概要図】



2 制度創設の主なねらいと効果

- (1) 制度を通して市民の市民活動への関心を高め、寄附による活動参画や活動への理解促進に繋げる。
- (2) あらかじめ登録をすることで、団体の実施事業にかかる財源を自主努力により確保することが可能。
- (3) 自主努力により確保した寄附金を原資に補助金として支援するため、現在の支えあいまちづくり協働支援金より用途を広くすることが可能（備品、人件費等を対象経費とすることや費目による上限割合の廃止など）。
- (4) 団体を指定した寄附のうち、3割相当を市民活動支援の一般施策等の財源とすることで、既存団体による新たな活動団体の支援に繋げ、他団体の取り組みへの関心を高め、協働を促進する。

3 ふるさと納税の方法

当該寄附金は、郵便振替のみの方法とし、あらかじめ登録した団体による振替用紙の配布や市 HP への掲載等により寄附を募集することとします。寄附者は、希望する団体がある場合は団体名を記入し、寄附を行うものとする。また、記載欄において、氏名等の団体への通知や公表についての意思確認も行う。

4 登録資格

亀岡市内に拠点を置き、市内の課題解決に向けて自主的に活動する市民活動団体で、前年度活動実績（決算書）があること。

5 登録の有効期間

登録は3年継続（期間中に団体からの辞退も可能）。有効期間以降は再度申請が可能。

6 登録団体の審査

まちづくり協働推進委員会において審査を行い、市長が決定する。

○スケジュール

	令和3年度			令和4年度												令和5年度									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	～	12月	1月	2月	3月			
方針		伺																							
要綱			伺	告示																					
対象団体募集				広報	募集																		翌年分追加募集		
まちづくり協働推進委員会				開催(意見聴取)	開催											開催									
登録団体審査						審査																			
ふるさと納税寄附募集							開始									終了	開始						終了	開始	
予算計上																								↳R6当初予算	
交付通知																								通知	
交付申請(登録団体の書類提出)																								申請	実績報告
交付決定																								決定	確定

支えあいまちづくり協働支援金

スタート事業				募集	審査	決定											確定	募集							確定
ステップアップ・市民連携事業				募集	審査	決定											確定	令和4年度で終了							

対象団体は3年間程度継続(3年以内に団体からの辞退も可能)

審査を経て活用団体となる、自分たちの努力で寄附があることから、用途の制限は極力設けない

初回のふるさと納税募集期間は、開始から令和4年12月までとし、その後は1月から12月とする

活動実績のない新たな団体に対する支援は、現行の亀岡市支えあいまちづくり協働支援金のスタートメニューで対応する。

令和3年度

令和4年度

令和5年度

亀岡市支えあい
まちづくり協働
支援金

亀岡市支えあい
まちづくり協働
支援金

亀岡市支えあい
まちづくり協働
支援金

新たな活動団体

スタート事業

スタート事業

スタート事業

ステップアップ事業
市民連携事業

ステップアップ事業
市民連携事業

ステップアップ事業
市民連携事業
廃止

活動実績のある
団体

ふるさと亀岡
市民活動応援
交付金

登録申請
寄附募集

ふるさと亀岡
市民活動応援
交付金

令和4年度実績に
基づく交付
寄附募集